

Title	核兵器廃絶に向けて : CTBTとICJ勧告的意見の検討
Author(s)	黒沢, 満
Citation	国際公共政策研究. 1997, 1(1), p. 23-35
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8945
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

核兵器廃絶に向けて
— CTBT と ICJ 勧告的意見の検討 —

Toward the Elimination of Nuclear Weapons:
An Examination of the CTBT and
the Advisory Opinion of the ICJ

黒沢 満*

Mitsuru Kurosawa*

The Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty was adopted last September and signed by more than 130 states. This is the result of international efforts for 40 years, after more than 2000 nuclear tests have been conducted. Last July, the International Court of Justice gave an advisory opinion requested by the U.N. General Assembly on the legality of the use of nuclear weapons. The opinion says that the threat or use of nuclear weapons would generally be contrary to the rules of international law. These two facts are very useful steps toward a world without nuclear weapons. In this article, I will examine the merits and limits of these two progresses and recommend to take successive measures to consolidate this trend toward the elimination of nuclear weapons.

キーワード：核兵器、核軍縮、核実験、CTBT、国際司法裁判所、

Keywords: nuclear weapons, nuclear disarmament, nuclear test, CTBT,
International Court of Justice.

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

はじめに

包括的核実験禁止に関する条約が昨年9月に採択され、40年以上にわたる努力に一つの成果が生み出された。これまで2000回以上の核実験が実施されてきた事実を顧みれば大きな成果である。また昨年7月には、国際司法裁判所（ICJ）が、核兵器の使用および威嚇が、一般的には国際法に違反するとの勧告的意見を提示した。極端な自衛の場合については判断を控えているが、また勧告的意見は法的拘束力をもつものではないが、核兵器の使用が一般的に違法であるとの見解はきわめて重要なものである。これら二つの出来事は、核兵器のない世界に向けての重要な一歩であり、これらの意義と限界を検討することが本稿の目的である。

冷戦の終結とともに国際社会は大きく変容し、東西対立を基軸とした熾烈な核軍備競争は過去のものとなり、米国とソ連／ロシアの間では戦略兵器の大幅な削減に合意され、一部は実施されている。1995年4月／5月に開催された核不拡散条約（NPT）再検討・延長会議は、NPTの延長を決定するのが直接の目的であったが、そこでは冷戦後の核軍縮の問題が深く議論され、今後の核軍縮を進めるために、「核不拡散と核軍縮の原則と目標」および「条約の再検討プロセスの強化」に関する文書¹⁾が採択された。前者の文書に、1996年中にCTBTを採択することが規定されていた。

さらに1995年12月には東南アジアの10ヵ国により東南アジア非核兵器地帯条約が署名され、1996年4月にはアフリカ非核兵器地帯条約が署名されている。これらの動きは冷戦の終結により可能になったものである。また1996年8月には、キャンベラ委員会が核兵器の廃棄に向けての提案を含む報告書²⁾を提出し、同時期に非同盟28ヵ国が軍縮会議（CD）に、核兵器の廃絶に向けての行動計画³⁾を提出している。

このように、国際社会は確かに核兵器の廃絶の方向に進んでおり、核兵器の廃絶のためのプログラムも検討されている。そのような一般的な流れの中で、CTBTと国際司法裁判所の意見を検討することは、核廃絶に向けての具体的な進展とその限界を明らかにし、今後とるべき措置を明らかにするためにも重要なことであると考えられる。

I. 包括的核実験禁止条約（CTBT）

1. 交渉の経過

最初の核実験は、広島、長崎以前の1945年7月にニューメキシコで実施されており、ストックホルム国際平和研究所によればこれまで2048回の核爆発が行われた⁴⁾。実験停止の主張が現れるのは、1954年3月のビキニ環礁での米国の水爆実験により日本の第5福龍丸乗組員が被害を受けた時からである。その後の交渉により、1963年8月に部分的核実験禁止条約が署名された。これは地下以外の核実験を禁止するものである。

1) 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Documents Part I, NPT/CONF.1995/32(Part 1), pp.8-13.

2) Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons, Report of the Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons, August 1996.

3) Proposal for a Programme of Action for the Elimination of Nuclear Weapons, CD/1419, 7 August 1996.

4) Stockholm International Peace Research Institute, SIPRI Yearbook 1996: Armaments, Disarmament and International Security, Oxford University Press, 1996, p.660.

包括的核実験禁止の交渉が開始されるのは1994年1月からであり⁵⁾、冷戦の終結とそれに続く核兵器国の実験モラトリアムが背景となっている。ジュネーブの軍縮会議（CD）での交渉では各国がさまざまな提案を提出し⁶⁾、9月にはそれらの提案を項目別に並べたローリング・テキストが示された⁷⁾。1995年の交渉の成果もローリング・テキストで示されたが、それは100頁にもわたるもので、1200もの不一致点が括弧に入れられたものであった⁸⁾。1995年の交渉では、禁止の範囲に関して爆発力ゼロ・イールドにすることに大方の一致が見られ、国際監視システムの技術的側面についても合意が達成されていた。

1995年のNPT再検討・延長会議で1996年中に条約を完成させることが決定され、1995年の国連総会は1996年9月に条約を採択するよう求めていたため、1996年の交渉は本格的なものとなり、核実験禁止アドホック委員会の議長であるラマカー大使が積極的にイニシアティブをとることになった。まず3月28日にローリング・テキストと条約案の中間的なものとして、条約の構成を示し⁹⁾、5月28日に最初の条約案を提出した¹⁰⁾。その後理事

国数の変更など6月24日に若干の修正案¹¹⁾を提出後、第2会期の最終日である6月28日に再度修正された条約案を提出した¹²⁾。条約案がこの時点で採択されることも予想されていたが、中国の反対などで採択できず、各国が自国に持ち帰り第3会期に臨むことになった。

7月29日に再開された後、現地査察の開始条件に関する米中の話し合いが決着した後最終条約案¹³⁾が示された。しかしインドは、核兵器国の核軍縮義務が十分でないこと、条約の発効条件としてインドの批准が含まれていることを理由として、条約案のCDでの採択を拒否した。CDはコンセンサス・ルールで機能しているため、ここでの採択は不可能になった。そこで、オーストラリアなどが中心となって、条約案を国連総会に直接提出する方向が追求された。第50回国連総会の再開会期が9月9日に開かれ、9月10日に条約案を採択する決議を賛成158、反対3（インド、ブータン、リビア）、棄権5で可決した。条約は9月24日に署名のため開放され、5核兵器国を初めとし現在までに140カ国以上が署名している。

5) ジュネーブ軍縮会議は、核実験禁止アドホック委員会にCTBを交渉するマンデートを与えることを1993年8月10日に決定した。そこでは、CTBは普遍的で、国際的にかつ効果的に検証可能なものでなければならず、多国間で交渉されることが重要であるとされている。CD/1212, 10 August 1993.

6) 特にオーストラリアは3月に、そしてスウェーデンは6月に条約案を提出している。Australia Working Paper, Comprehensive Test Ban Treaty: Australian Resource Paper on Draft Treaty Elements, CD/NTB/WP.XX, 30 March 1994; Swedish Text of a Draft Comprehensive Test Ban Treaty, CD/1202, CD/NTB/WP.19, 3 June 1993.

7) CD/1273/Rev.1, 5 September 1994

8) CD/1364, 26 September 1995

9) Chairman of the *ad hoc* Committee of a Nuclear Test Ban, Working Paper, Outline of a Draft Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty, CD/NTB/WP.321, 21 March 1996. またこの時期にオーストラリアおよびイランが条約案を提出している。Department of Foreign Affairs and Trade, Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty, Australian Model Treaty Text, February 1996; Islamic Republic of Iran, Draft Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty, CD/1384, 21 February 1996.

10) Chairman of the *ad hoc* Committee of a Nuclear Test Ban, Working Paper, Draft Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty, CD/NTB/WP.330, 28 May 1996.

11) Chairman of the *ad hoc* Committee of a Nuclear Test Ban, Amendments to CD/NTB/WP/330, CD/NTB/WP.335, 24 June 1996.

12) Chairman of the *ad hoc* Committee of a Nuclear Test Ban, Working Paper, Draft Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty, CD/NTB/WP.330/Rev.1, 28 June 1996.

13) The Text of the Draft Comprehensive Test-Ban Treaty, CD/1427, A/50/1027, 26 August 1996.

2. 禁止の範囲

包括的な禁止ということで、多くの国はあらゆる環境におけるあらゆる核兵器の実験を禁止するものと解釈していたが、核兵器国はCTBTを核軍縮よりも核不拡散措置と考えていたため、自国の核戦力への影響を少なくすることを望んでいた。まず核兵器の信頼性および安全性のための実験は許容されるべきであるとの主張が核兵器国から当初出されていたし、また小規模の核爆発は禁止されるべきではないと主張されていた。ロシアやフランスはトン単位の核爆発を、英国は40-50キログラムの核爆発を例外とすべきと主張していた。他方米国は、流体核実験（HNE）と呼ばれる4ポンド（1.8キログラム）ほどの爆発は核爆発とは考えられないので禁止されないと主張した。

1995年8月10日にフランスは従来の主張を撤回し、全面禁止を支持し¹⁴⁾、米国も国内での検討の結果、8月11日に真にゼロ・イールドとすることに合意した¹⁵⁾。9月に英国も受け入れ、ロシアは正式には1996年4月のモスクワ・サミットで合意した。

中国が最後まで固執したのが、平和目的核爆発を実施する権利であり、原子力の平和利用は禁止されるべきではないと主張した。他のすべての国はこれに反対し、平和目的の核爆発も軍事的核爆発も原理は同じであり、条約の致命的な抜け穴になると考えた。1996年6月になって中国は態度を軟化させ、平和目

的核爆発を許容する条項は撤回された。しかし、この問題は10年後に開催される再検討会議で審議され、コンセンサスの合意があればそれを許容することができると規定された。現実には、これにより平和目的核爆発は完全に禁止されることになる。

ただし、米国は爆発に至らない実験である未臨界実験を行うことを予定しているし、爆発を伴わないコンピューター・シミュレーションも条約では禁止されていない。これらは検証が不可能であることが理由とされているが、核兵器国が核技術の維持や開発に利益を感じていることは否定できない。つまり、この条約は核兵器の実験をすべて禁止するものではなく、核兵器の爆発的実験を禁止するものである¹⁶⁾。多くの非核兵器国はこの点について条約が不完全であると考えている。

その他に、核実験場の閉鎖を要求する主張があったが、これも核兵器国の受け入れるところとはならなかった。核兵器国は将来の異常な事態において実験を再開する可能性を残そうとしている。ただし、旧ソ連のセミパラチンスクの実験場はカザフスタンに位置するためすでに閉鎖されており、フランスが南太平洋で行っていたムルロワ環礁などの実験場も閉鎖された。

14) フランスがゼロ・イールドを発表した背景として、フランスがそれまでのモラトリアムを中止し9月から一連の核実験を再開すると6月に発表したことに対し、国際社会の厳しい批判に直面しており、その批判をやわらげる必要があったことが重要である。

15) 米国がゼロ・イールドに賛成するようになった技術的要因としては、ジェイソン報告が大きな役割を果たした。その条約については、"Jason Nuclear Testing Study," *Arms Control Today*, Vol.25, No.7, September 1995, pp.34-35.を参照。なお英国については、自国の核実験場をもたず、米国のネバダで実験していたことから、米国が決定すればそれに従わざるを得ない状況にあった。

16) 核兵器の爆発についての定義は条約に含まれていない。条約交渉の過程においても、その定義を定め厳格な内容とすべきことが主張されたが、主として技術的に定義が困難であること、定義がなくても国家実行の中で合意が成立していくこと、定義の問題で議論を始めるとそれだけで多くの時間を必要とし、また議論の対立が生じるため、定義を含めない方向で交渉が進められた。

3. 機構および検証

条約の目的の達成を助け、条約の履行を確保するための国際機構について、スウェーデン案はIAEA（国際原子力機関）を利用するとし、オーストラリア案はあらたな国際機構を設置することとなっていたが、結果的には、包括的核実験禁止条約機構（CTBTO）をウィーンに新たに設置し、IAEAと緊密な協力関係を維持することとなった。この機構の機関として、締約国会議、執行理事会、技術事務局が設置される。

締約国会議は最高意思決定機関であり、年1回会合し、執行理事会のメンバーを選出し、技術事務局長を指名する。さらに条約の履行を監督し、遵守を検討する。実質的な活動は執行理事会が行うのであり、技術事務局を監督し、協議と説明の過程を監督し、現地査察の決定を行い、違反に対する最初の評価を行う。執行理事会のメンバーについては議論が対立し、5核兵器国は常任の地位を要求し、IAEA理事会メンバーや原子力先進国を常に含まれる提案が出された。最終的には、6つの地域から7-10の国が選ばれ、合計51カ国で構成されることになった。理事国は各地域で選定するが、その3分の1は条約に関連する核能力と政治的安全保障の利害を考慮して選ばれることになっており、またすべての国がローテーションで理事国になる機会が規定されている。技術事務局は、国際データセンターを持ち、国際監視システムを運営し、データの収集や移送を行う。

検証レジームは、国際監視システム、協議と説明、現地査察から構成される。まず国際

監視システムは、地震監視、放射性核種監視、水中音響監視、微気圧変動監視からなる¹⁷⁾。これらのステーションは世界の各地に設置され、地下、大気圏、水中における核実験を探知することになっている。さらに協議と説明のプロセスが規定され、条約の遵守に関してあいまいな状況が生じた時に、すぐに現地査察を実施するのではなく、まず協議を開始しそれにより状況を明確にする手続きが実施される可能性が規定されている。これは対立的な措置ではなく、協力的な措置である。

現地査察に関しては、その要請の根拠、タイミング、情報の評価、実施の決定プロセスなどさまざまな側面で見解の相違が存在した。基本的には、できるだけ容易に現地査察を発動させ、違反の証拠が残っているうちに迅速に現地査察を実施しようとする米国、英国、フランスなど西側諸国と、現地査察は最後の手段であってきわめて例外的にしか実施されるべきではないとする中国、イスラエル、インド、パキスタンなどの考えが対立していた。具体的には、現地査察の要請の根拠および現地査察実施の決定手続きについての対立である。

要請の根拠については、自国の検証技術手段（NTM）を重視する米国、ロシアと、その役割を限定し国際監視システムから得られた情報を重視する中国、インドなどの対立があった。議長案により、現地査察の要請は国際監視システムに依存するか、自国の検証技術手段に依存するか、その両者に依存するという規定が入れられた。他方、現地査察の開始のための執行理事会の決定について、米国

17) 中国は、これらの措置以外に、国際偵察衛星および電磁波探知の措置を備えるべきであると主張していたが、費用対効果の点から受け入れられなかった。地震監視については、常に国際データセンターと結びついている主要ネットワークとして世界中に50の観測所が設置され、必要な時にセンターと結びつけられる補助的ネットワークとして120の観測所が設置される。日本では、松代が主要ネットワークに参加し、大分、沖縄、八丈島、北海道の上川朝日が補助ネットワークに加わる。放射性核種の観測所は世界中に80カ所設けられ、日本では沖縄と高崎に設置される。また放射性核種研究所として世界に16の研究所が挙げられ、日本では東海の日本原子力研究所が含まれる。水中音響の観測所は世界に11カ所設置されるが、日本には設置されない。微気圧変動の観測所は世界に60カ所設けられ、日本では筑波に置かれる。

などは理事会が大多数により拒否しない限り実施できるといった方法を主張し、中国などは理事会の大多数の賛成により実施できるという方法を主張していた。議長案では理事会の過半数(26国)の賛成で実施されるようになっていたが、中国は最後までこの点にこだわり、結局51カ国中30カ国の賛成により実施されることとなった。

4. 効力発生

CTBTの発効条件には、この条約を核軍縮措置と考えるか、核不拡散措置と考えるかという条約の本質に関する問題が含まれている。5核兵器国のうち米露は交渉の初期から条約の作成に積極的であり、英国も米国との関係上モラトリアムを続けていた。フランスは条約の完成を予期しつつ1995年9月から翌年1月にかけて6回の核実験を実施し、実験の終了を宣言した。中国も、最初のころは1996年には実験を停止すると言いつつ、その後条約が発効すれば実験を停止すると態度を硬化させていたが、1996年6月にあつて2回実験をして終了すると明言した。実際には7月29日の実験が最後になっている。

このように5核兵器国の間では核実験の停止に向けての態勢は整っており、これまで多くの核実験を行ってきた国々が停止することは、核軍備競争の質的な停止として有益なことであった。しかし核兵器国はCTBTが自分達の手を縛るだけの核軍縮措置とは考えず、主としてその他の国々が核実験を行う可能性をなくすための核不拡散措置として考えていた。特に、NPTに加入せず核兵器の開発を進めているイスラエル、インド、パキスタンの3敷居国を条約に入れることが必要であると考えた。したがって、英仏は拡大CDのすべての国の批准、ロシア、中国は動力炉および研究炉をもつ国の批准を条約発効の条件と

して主張していた。米国は、基本的にはこの条約を不拡散措置であると考えていたが、当初は条約の発効に関しては5核兵器国および一定数の国の批准でよいと主張していた。しかし、他の核兵器国の主張を受け入れ、最終的には8カ国を含む提案を支持する。しかし、敷居国を明示して提示する訳にはいかないのので、8カ国を含む客観的な基準が模索され、初めは、地震観測所などを設置する国という基準で66カ国の批准が必要であるとされていたが、インドがその設置を拒否したため、最終的にはCDに積極的に参加している国でかつ動力炉または研究炉をもつ国として、上述の8カ国を含む44カ国の批准が必要となった。それらの国名は条約の附属2に列挙されている。

インドはこの点にきわめて強く反発し、これはインドの国家主権を侵害するもので受け入れられないと述べた。インドがCDでの条約案の採択に反対した最大の理由はこの点にある。したがって、当面はインドの署名、批准は期待できないので、条約が早期に発効する可能性はきわめて低い。そこで、署名開放の3年後にすでに批准している国の会議を開催し、批准促進のため取り得る措置を決定することになっている。

5. 条約の意義

国際法の側面からこの条約の意義を考える際に最も注目すべきは、効力発生に関する規定であろう。このような多数国間条約で発効要件に特定の44カ国もの批准を含めるのは前例のないものである。1963年の部分的核実験禁止条約は、締約国は現在124カ国となっているが、発効は米英ソ三国の批准のみを条件としている。1968年の核不拡散条約には現在183カ国が当事国となっているが、発効のためには米英ソと他の40国の批准を必要として

いるが、その40国は特定されておらずいかなる国でもよい。1972年の海底核兵器禁止条約は米英ソを含む22カ国の批准が要件となっている。ただ地域的な非核兵器地帯条約であるトラテロルコ条約は、発効条件として地域のすべての国の批准等を規定している。しかし、一つはこれは地域的なものであるということ、もう一つはその条件を放棄することにより発効が可能であるということから、先例とはならない。

CTBTの発効要件としては、5核兵器国および一定数の国の批准とする方が賢明であったであろう。それにより条約は早期に発効し、条約規定のすべてが有効に機能することになったであろう。インドが早期に加入しないのは、いずれの場合も同じであって、政治的なプレッシャーという点からはインドの批准を条件とする方が有効であるかもしれないが、条約の検証規定の詳細な実施など法的な側面から考えると条約の早期発効の方が好ましかったと考えられる。

条約が当分発効しない状況で、CTBTはいかなる意味をもつのか。条約の採択に関する国連総会決議は、賛成158、反対3、棄権5という圧倒的な支持を得ている。またすでに120カ国以上が条約に署名している。これらの点から、条約は国際社会の一般的な支持を得ており、国際規範として重要な位置を占めることは疑いが無い。

さらに、ウィーン条約法条約第18条によると、条約に署名した国は、条約の当事国とならない意図を明らかにする時まで、条約の趣旨および目的を失わせることとなるような行為を行わないようにする義務がある。CTBTの趣旨および目的は、核実験の禁止であることは明らかであり、署名国は条約に署名した段階で、核実験を行わない義務を負うことになる。5核兵器国はすべて署名のため開放さ

れた初日に署名しており、またすでにイスラエルを含む140以上の国が署名しており、これらのすべての国には核実験禁止の義務が課されている。もっとも、当該国が条約の発効以前に条約の当事国とならないという意図を明らかにする可能性は残されているが、CTBTの場合にその可能性はきわめて低い。

CTBTが発効しないまま時間が過ぎた場合に、それが慣習国際法として法的拘束力をもつかという問題がある。ある1国が強硬に反対している場合、慣習国際法の形成にどのような影響をもつかは、具体的状況を検討する必要があるが、CTBTの場合にインドの強硬な反対があるので当分はインドを拘束する形で慣習国際法になったと述べるのは困難であろう。この問題の推移は国際社会の変化やインドの態度の変化などを長期的に見ていく必要がある。

CTBTは当面発効しないとしても、CTBT準備委員会が設置され、条約の実施に向けての具体的措置がとられることになる。現地査察の要請の権利の行使などは条約が発効しない限り適用できないであろうが、国際監視システムなどは活動を開始すると思われる。したがって、条約は発効しないがすでに批准している国々の間では、条約の暫定的な適用の可能性もあると考えられる。

II. 国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見

1. 管轄権および裁判所の裁量

勧告的意見の要請に対して、国際司法裁判所は管轄権があるか否かを最初に決定するが、その際に3つの基準を用いている。まず当該機関が意見を要請する権限をもつかどうか、第2に問われている問題は「法的問題」であるかどうか、第3にそれが当該機関の権限内

ものかどうかという基準である。ICJは、総会からの要請についてはこれら3つの基準が満たされているとして内容の検討に入ったが、世界保健機関(WHO)からの要請については、このような意見の要請はWHOの任務・権限に含まれないとして意見を与えることを拒否している。

この問題は政治的問題であって裁判所は管轄権を有しないという主張や、意見の要請は軍縮NGOによる世界法廷運動から発したもので政治的動機によるものであるという主張に対し、裁判所は、その質問が政治的側面を有していることはそれが「法的問題」であるという性格を剥奪するものではなく、要請の動機が政治的な性質をもつことは管轄権の確定に影響しないと述べている。

ICJ規程によると、ICJは勧告的意見の要請に応えるかどうかの裁量権を有しており、さまざまな側面から裁判所は要請に応えるべきではない、すなわち門前払いすべきであると主張された。特に、裁判所の審議は具体的な紛争を前提とするもので、核兵器の使用と威嚇の合法性という抽象的な問題に答えるべきではないとの見解が存在した。これについて、裁判所の見解によれば、訴訟事件と勧告的意見は区別すべきであって、勧告的意見の目的は国家間の紛争を直接解決するものではなく、要請した機関に法的助言を提供するものであるから、質問が抽象的であってもなくとも、あらゆる法的問題に対して意見を与えることができる。意見を与えるべきでないという決定的理由がない限り、裁判所は原則としてそれを拒否すべきでない。

2. 国連憲章と核兵器の使用

総会からの質問に答える際に適用可能な法はどれであるかという側面を検討し、裁判所は、最も直接に関連するのは、国連憲章に定

められた武力の行使に関する法、敵対行為を規律し武力紛争に適用される法、ならびに核兵器に関する特定の条約であると結論する。

まず、国連憲章については、武力行使の禁止に関する第2条4項と自衛権に関する第51条が関連するとし、これらはあらゆる兵器に適用されるものであり、憲章は核兵器を含むいかなる特定兵器の使用をも明示に禁止しておらず、許容もしていない。また第51条の下での自衛権の行使は一定の規制に従わなくてはならず、特に必要性および均衡性の条件に従う必要がある。均衡性の原則は、あらゆる状況で自衛としての核兵器の使用をそれ自身排除するものではない。さらに自衛が合法であるためには、武力行使に適用可能な法の要求にも合致しなければならない。

第2条4項の武力による威嚇の禁止と抑止政策との関連について、裁判所は、そこで予定されている特定の武力行使がそれ自体違法であるならばその威嚇も違法であるとし、抑止政策で予定されているものが、ある国の領土保全または政治的独立に向けられているか、国連の目的に反するかどうかで判断すべきであり、また防衛の手段であると意図されている場合にはそれが必要性と均衡性の原則に必然的に違反するかどうかで判断すべきであると述べている。

このように、裁判所は国連憲章の解釈について、核兵器の特異な性質を検討しながらも、そこから使用禁止を導くことなく、法的にはその他の兵器と同レベルで解釈しており、また抑止政策についても、核兵器による威嚇という側面を特別に取り扱うことなく、憲章をきわめて機械的に解釈しているように思える。

3. 核兵器の使用に関する特定の諸条約

核兵器の使用を明確に禁止している条約として、非核兵器地帯設置条約がある。トラテ

ロルコ条約の附属議定書Ⅱおよびラロトンガ条約議定書2において、核兵器国は地帯の構成国に対して核兵器の使用および使用の威嚇を行わないことを約束している。前者についてはすでに5核兵器国が批准しており、後者についてはロシア、中国が批准し、米英仏は署名している。しかしこれらの核兵器国は条約への署名・批准に際してさまざまな宣言を付しており、この約束は核兵器国に支持された攻撃の場合、あるいは自衛の場合には例外とするとしている。

裁判所は、これらの非核兵器地帯条約の場合のみならず、核不拡散条約との関連で核兵器国が出した「消極的安全保障」に関する宣言をも取り上げ、同様の議論を展開している。しかし、この消極的安全保障に関する宣言は、各国の政治的意図の宣言であり、かならずしも法的拘束力をもたないので、非核兵器地帯条約と同列に扱うのは適当ではないと考えられる。

裁判所は、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約および核不拡散条約関連の宣言について、一定の国が核兵器の使用禁止を約束しているが、一定の状況で核兵器を使用する権利を留保しており、それに対する異議がないことに留意し、これらは核兵器の使用、使用の威嚇に対する包括的かつ普遍的な条約上の禁止には至っていないと結論している。

4. 核兵器の使用に関する特定の慣習法

まず、一方で、核兵器が1945年以来使用されてこなかったという慣行が、核兵器の使用は違法であるという法的確信を表明しているという主張があり、他方、抑止の理論と慣行が核兵器の使用の合法性の証拠であり、使用されなかったのはその状況が生じなかっただけであるという主張がある。裁判所は、過去50年間核兵器が使用されなかったことが法的

確信の表明になるかについて国際社会の見解は分裂している、そのような状況で法的確信があるとは言えないと結論している。

また総会決議1654 (XVI) に始まる一連の総会決議は、核兵器の違法性を確認しており、核兵器の使用を禁止する国際慣習法の規則の存在を意味するという主張があり、総会決議は法的拘束力をもたず、慣習国際法の宣言でもない、またすべての核兵器国が賛成しているわけではないという反論が存在した。裁判所は、総会決議が規範的価値をもつこともあり、その内容および採択の状況をみる必要があるとし、一連の総会決議のいくつかは多くの数の反対と棄権を伴って採択されていること、および最初の決議の内容からして、それらは核兵器の使用の違法性に関する法的確信の存在を確定するには至っていないと結論している。

5. 国際人道法と核兵器の使用

裁判所の見解によると、人道法に含まれる神聖な諸原則の第1は、文民の保護をめざすもので、戦闘員と非戦闘員の区別を設定することであり、第2は戦闘員に不必要な苦痛を与えることの禁止である。人道法はその最初の段階で、戦闘員と文民に対する無差別の影響を与える兵器、および戦闘員に対して不必要な苦痛を与える兵器を禁止した。これらの基本的原則はすべての国により遵守され、国際慣習法の原則になっている。

次に、裁判所は、人道法の原則と規則が核兵器の威嚇または使用に適用可能かという点を考察し、大多数の国家および学者の見解では、人道法が核兵器に適用可能であるとしており、裁判所における各国の陳述もそうであり、裁判所もその見解を共有すると述べている。

さらに核兵器に人道法が適用可能であると

結論したとしても、そこから核兵器の使用は人道法の規則および原則と決して両立しえないという絶対違法論と、核兵器の使用それ自体が禁止されていることにならないという部分的合法論が対立している。裁判所は、合法性の主張について使用を正当化する正確な状況を示していないことなどから十分な妥当性の基礎をもたないとし、絶対違法論についても、核兵器の特異な性質からして核兵器の使用は事実上人道法の要求にほとんど調和できないが、あらゆる場合に必然的に違法であると結論する十分な要素をもっていないと述べる。さらに国家の生存が危機に瀕している場合に自衛に訴える権利を考慮しなければならないと述べる。裁判所の結論は、国家の生存そのものが危機に瀕しているような極端な自衛の状況において、国家による核兵器の使用の合法性または違法性につき決定的な結論に達することはできない、というものである。

6. 核軍縮交渉の継続と達成の義務

裁判所は、この問題をもっと広い文脈で検討する必要があるとし、核兵器の法的地位に関する見解の相違は続くであろうから、完全核軍縮によってその状態を終わらせることの重要性を指摘する。そして核不拡散条約第6条の解釈として、この義務の法的意味は、単なる行為の義務を超えるものであって、厳格な成果——あらゆる側面における核軍縮——を達成する義務であるとの見解を示している。この交渉を追求しかつ達成するという二重の

義務は、形式的にはNPT締約国に関連するが、実際には核軍縮には国際社会全体が関与しており、すべての国の協力が必要であると述べている。

7. 勧告的意見の意義¹⁸⁾

まず第1に、裁判所が勧告的意見を提示し、総会からの要請に応えたことが重要である。勧告的意見の要請に対して、これは政治的問題であるという議論、具体的紛争の存在しない抽象的な質問には裁判所は答えるべきでないという議論、要請の起源や動機または政治的な経過からして目的がはっきりしないという議論、裁判所の返答は軍縮交渉に悪影響を与えるという議論、答えることにより裁判所は司法的役割を逸脱し立法活動を行うことになるという議論、などが展開されていた。裁判所はこれらの疑問に答えながら、原則として答えるべきであって、それを拒否すべき決定的な理由は存在しないと述べた。

14名の裁判官の中で、最終的に裁判所は勧告的意見を与えるべきではないと判断したのは、小田裁判官1人であった。小田判事は主として、この要請は政治的なもので司法適切性 (judicial propriety) に欠けること、およびこのようなケースに意見を述べていると裁判所の本来の任務に支障をきたすという司法経済性 (judicial economy) の側面から反対している¹⁹⁾。このような解釈も論理的には可能であるが、残りの13人の裁判官すべてが、要請に応えるべきであると考えた。

18) この勧告的意見の簡潔な紹介と分析については、植木俊哉「核兵器使用に関する国際司法裁判所の勧告的意見」『法学教室』1996年10月、No.193、97-105頁。Mike Moore, "World Court Says Mostly No to Nuclear Weapons," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.52, No.5, September/October 1996, pp.39-42. 参照。

19) Dissenting Opinion of Judge Oda, para.43-54. 村瀬教授は、勧告的意見について、「本来は国連総会自らが担うべき核兵器使用禁止という極めて政治的な争点を、実定法の解釈・適用を任務とする裁判所に持ち出したこと自体にそもそも無理があった。・・・国家間紛争の直接的解決をめざす訴訟事件とは違った形であっても、あくまで国家間ないし国家と国際組織との間の具体的紛争の存在を前提にし、少なくとも間接的にその解決に資することを目的としているのである。そうした制度の趣旨に照らしてみると、すぐれて政治的な動機に基づく今回の諮問は明らかに妥当性を欠いていると言わなければならない」と分析している。村瀬信也「国際司法裁判所に冷静な評価を—核兵器「勧告的意見」によせて—」『朝日新聞』1996年7月16日夕刊。

第2に、核兵器の使用に関する裁判所の意見の内容である。その中心は、「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用可能な国際法の規則、特に人道法の原則と規則に一般的に違反する。しかし、国際法の現状および裁判所が入手できる事実要素の観点からして、国家の生存そのものが危機に瀕しているような自衛の極端な状況において、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかを決定的に結論することはできない」というところにある。すなわち、原則として、核兵器の使用および威嚇は国際法に違反する、例外として極端な自衛の状況では合法か違法か結論できない、ということである²⁰⁾。

ここで裁判所が、核兵器の使用と威嚇が一般的に国際法違法であるという見解を示したことは、核兵器の使用禁止に関する国際法の発展に対する大きな貢献となるものである。もっともこれは勧告的意見であって、法的拘束力を有するものではないが、国際司法裁判所の見解として高い権威をもつものである。後半の例外について、ベジャウイ裁判長は、その場合に核兵器の使用が合法であることを意味するわけではないという見解を示しているが²¹⁾、ギョーム裁判官は、それは禁止されていない限り許されているという国際法の原則により、そこでの核兵器の使用は合法であることを意味するという見解を述べている²²⁾。

仮にその場合の核兵器の使用が合法であるとした場合においても、その範囲はきわめて限定されている。まず自衛の場合という限定

があり、自衛の一般的な条件をみだす必要がある。すなわち、相手国からの違法な武力攻撃があり、緊急な事態において他にとる手段が残されておらず、その反撃は攻撃を阻止するために均衡のとれたものでなければならない。これらの条件を満たす自衛の場合であって、かつ「自国の生存そのものが危機に瀕している」という極端な状況であることが必要である。これは冷戦中の核兵器国のドクトリンは言うまでもなく、冷戦後のドクトリンよりも限定的である。

第3に、裁判所が核兵器の使用の問題の根本的な解決方法として、核軍縮の問題に言及し、さらにNPT第6条の解釈として、「誠実に交渉を継続する」という義務の法的意味は、交渉を継続する義務のみならず、成果を達成する義務をも含むという見解を示した点が重要である。NPT第6条の従来からの伝統的な解釈は、交渉を継続する義務は必ずしも結果に到達する義務を含むものではないというものであった²³⁾。裁判所はこの新しい解釈の根拠を示していないため、その根拠は必ずしも明らかではないが、冷戦後の国際社会の変化および1995年5月にNPT再検討・延長会議で採択された諸文書などが考慮されていると考えられる。

まずこれは勧告的意見であっていずれの国をも拘束するものではないこと、次に核軍縮交渉で成果を生み出すとしてもその期限が設定されていないことからして、厳格に核軍縮の義務が生じたとは言えない。しかし、14名の裁判官が全会一致でこの新しい解釈を提示

20) この点に関するE項は、賛成7、反対7となり、裁判長の法定投票により多数意見となっているものであるが、前半部分の「核兵器の使用および威嚇は一般的に国際法に違反する」という点については、反対した7人の裁判官のうち3人は絶対違法論を主張しているので、賛成10、反対4ということになる。

21) Declaration de M. Bedjaoui, President, para.11.

22) Opinion individuelle de M. Guillaume, para.12.

23) 黒沢満『軍縮国際法の新しい視座——核兵器不拡散体制の研究——』有信堂、1986年、181頁。PCIJ, Serie A/B, No.42, *Trafic Ferroviare entre la Lithuanie et la Pologne*, 1931, p.116; ICJ, *North Sea Continental Shelf Case*, 1969, p.48.

したことは、核軍縮に向けての努力をいっそう強化すべきという政治的圧力を生じさせるであろうし、今後、さまざまな場面でこの節が引用され、核軍縮への進展が強く要求されるであろう²⁴⁾。

むすび——核兵器廃絶に向けて

1996年の2つの出来事は、核兵器のない世界に向けての道程において重要な進展を示している。CTBTは1950年代から追求されてきた措置であり、核軍備競争の質的側面を停止させるために不可欠な措置であると考えられてきた。しかし、今回のCTBTは核兵器の実験的爆発は禁止しているが、実験をすべて禁止しているわけではない。したがって、これにより核軍備開発の質的側面が完全に停止されるわけではない。爆発による実験が禁止されたことにより、まったく新しい世代の核兵器の開発などは困難であろうが、一定の核開発は可能ではないかと考えられている。また核実験場は閉鎖されることなく、いつでも再開できるように維持されるであろう。

またCTBTはインドの強硬な反対にもかかわらず、インドやパキスタンを含む特定の44カ国の批准を条約の発効条件としたため、条約は当分の間発効することはない。すでに140国以上が条約に署名し、世界の大部分の国が支持を表明していることは評価すべきであるが、条約が長く発効しない場合に条約がその重要性を徐々に失っていく可能性が危惧される。

他方、ICJの勧告的意見は、核兵器の使用

が一般的に国際法に違反するとしたが、国家の生存が危機に瀕しているような極端な自衛の場合には違法とも合法とも判断しなかった。核兵器国は、この後者の解釈として、当然のことながら、明確に禁止されていない限り禁止されていないという解釈をとるであろう。また学問的に考察すればここで核兵器の使用が許容される範囲はきわめて狭いものになるが、実際の国際社会において、その武力行使が自衛であるか否かを判断するのは各国家であり、自国の生存が危機に瀕しているかを判断するのも各国家である。ここにおいて、勧告的意見の意義が大きく損なわれる危険性がある。

自衛権の行使については、国連安全保障理事会の事後の統制に服する可能性も存在するが、5核兵器国はそれぞれ拒否権をもつ常任理事国であるということから、現実において自衛権に対する集団的な統制はきわめて例外的にしか行われまいであろう。

このように、CTBTの署名もICJの勧告的意見もさまざまな弱点を内包するものであり、これら2つの出来事がきわめて重要なものであるとしても、その限界を見きわめる必要がある。したがって、今後の方向は、これらの欠陥を是正しつつ、かつその他の核軍縮措置を早急に実施していくことである。

1996年の国連総会は、この勧告的意見に関連して決議を採択したが、その内容は、ICJが総会の要請に応えたことに感謝を表明し、その勧告的意見に留意し、核軍縮交渉義務に関する裁判所の全会一致による結論を強調し、「核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、

24) A・マックの分析によれば、「国際司法裁判所の決定は、軍縮に関するものではない。それは核兵器国に対し核兵器を一つでも解体することを要求しているのではない。意見は勧告的であり、拘束力をもたない。核兵器国がそれを無視しようとするのは確かである。この決定の真の重要性は、その効果として核アレルギー——核兵器の使用、使用の威嚇、さらに所有までもが違法であり、不道徳であり危険であるという信念が広がり成長していくこと——を強化することにある。」 Andrew Mack, "Delegitimising Nuclear Weapons: the World Court Decision," *Pacific Research*, Vol.9, No.3, August 1996, p.4.

移転、威嚇または使用を禁止し、それらの廃棄を規定する核兵器条約の早期の締結に導く多国間交渉を1997年に開始することにより、その義務を即時に履行するようすべての国に要請する」というものである²⁵⁾。

ICJの勧告的意見のF項よりこのような決議へと発展したことは、国際社会の意思の表明として大きな意義を有している。しかし、このような包括的かつ全面的な核兵器禁止の条約の作成は最終目標ではあるが、すぐに交渉が可能とは考えられない。中国以外の4核兵器国が反対していることもある。核兵器国がいかに反対しようとも理想的な内容の総会決議を採択することに一定の意義は認められるが、それと並行してその最終目標に至る具体的な核軍縮措置を提案していくことが不可欠である。そのためには、核物質生産停止（カットオフ）条約の作成、米ロの戦略兵器の一層の削減および5核兵器国による核兵器削減交渉の開始、世界のあらゆる地域に非核兵器地帯を設置する可能性の探求、さらに核兵器の使用の禁止を段階的に進めるための措置などを取るべきであろう。

1996年の2つの出来事により、国際社会は間違いなく核兵器廃絶の方向に向かっているが、そのモメンタムはいつ消滅するか分からない。したがって、この核軍縮への流れを維持し、一層の核軍縮を進めるために具体的な個々の措置を積み上げ、核兵器廃絶を目指すべきであろう。

* 本稿は、1996年11月9日に開催された日本平和学会秋季研究大会における報告「核のない世界を——ICJの勧告的意見とCTBTをめぐって——国際法学者の立場から」を基礎に、大幅に加筆したものである。

25) A/C.1/L.37, 29 October 1996.